

	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			
	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,500
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600

41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		

再任職員以外の職員

89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			

137	300,900	331,700						
138	301,200	332,100						
139	301,600	332,500						
140	301,900	332,900						
141	302,100	333,200						
142	302,500	333,600						
143	302,900	333,900						
144	303,200	334,300						
145	303,400	334,600						
146	303,600	335,000						
147	303,900	335,400						
148	304,300	335,800						
149	304,500	336,100						
150	304,700	336,500						
151	305,000	336,900						
152	305,300	337,300						
153	305,700	337,600						
154	305,900							
155	306,100							
156	306,400							
157	306,700							
158	307,000							
159	307,300							
160	307,600							
161	308,000							
162	308,300							
163	308,600							
164	308,900							
165	309,300							
166	309,600							
167	309,900							
168	310,200							
169	310,600							
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600	

備考 この表は、病院、保健所及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三 (第六条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	144,300	194,000	280,200	331,500	388,800
	2	145,400	196,600	282,600	333,700	391,700
	3	146,600	199,000	285,000	335,900	394,300
	4	147,700	201,400	287,400	337,900	397,100
	5	148,800	203,900	289,700	339,700	399,200
	6	150,100	206,200	291,900	341,800	401,900
	7	151,400	208,500	293,900	343,900	404,600
	8	152,700	210,700	295,900	345,900	407,300
	9	153,800	212,800	298,000	347,600	409,800
	10	155,500	215,100	300,600	349,600	412,400
	11	157,100	217,600	303,200	351,700	415,100
	12	158,700	219,900	306,000	353,600	417,900
	13	160,200	221,900	308,100	355,600	420,500
	14	162,100	224,300	310,700	357,500	423,200
	15	164,000	226,700	313,200	359,300	426,000
	16	166,000	229,100	316,000	361,200	428,700
	17	167,800	231,300	318,600	362,900	431,200
	18	170,000	234,100	320,800	364,800	433,800
	19	172,200	237,000	323,000	366,500	436,300
	20	174,300	239,900	325,100	368,500	438,900
	21	176,500	242,400	327,300	370,000	441,400
	22	178,900	245,100	329,300	372,000	444,000
	23	181,200	247,600	331,300	373,700	446,600
	24	183,500	250,300	333,300	375,600	449,100
	25	185,600	253,000	335,200	377,000	451,300
	26	187,800	255,400	337,100	378,700	453,600
	27	189,900	257,700	338,900	380,600	456,100
	28	192,000	259,900	340,700	382,500	458,600
	29	194,100	262,500	342,600	384,200	461,100
	30	195,700	264,700	344,300	386,100	463,600
	31	197,500	266,600	345,800	388,000	466,100
	32	199,200	268,700	347,500	389,900	468,600
	33	201,000	270,400	348,700	391,500	470,900
	34	202,900	272,400	350,100	393,300	473,300
	35	204,800	274,500	351,400	394,900	475,700
	36	206,700	276,400	352,900	396,700	478,200

再任用職員以外の職員	37	208,200	278,300	354,100	397,900	480,600
	38	210,100	279,800	355,500	399,400	483,100
	39	212,000	281,000	356,700	400,800	485,500
	40	213,900	282,500	358,100	402,200	488,000
	41	215,700	283,900	358,800	403,600	490,300
	42	217,600	284,800	359,900	404,900	492,500
	43	219,500	285,800	361,100	406,400	494,700
	44	221,400	286,800	362,200	408,000	496,900
	45	223,100	287,500	363,300	409,400	498,600
	46	225,000	288,700	364,500	410,600	500,100
	47	226,800	289,900	365,800	412,200	501,700
	48	228,600	291,100	366,900	413,800	503,200
	49	230,300	292,400	368,000	415,100	504,900
	50	232,100	293,700	369,300	416,500	506,300
	51	233,800	294,800	370,600	418,000	507,700
	52	235,500	295,900	371,900	419,400	509,200
	53	236,900	297,100	372,600	420,800	510,300
	54	238,700	298,300	373,600	422,200	511,500
	55	240,400	299,600	374,500	423,600	512,700
	56	242,000	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	243,200	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	244,400	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	245,400	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	246,500	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	247,600	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	248,700	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	249,600	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	250,700	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	251,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	252,900	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	254,000	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	254,900	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	255,800	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	257,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	258,700	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,000	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	261,400	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	262,800	318,600	388,600		
	75	264,200	319,700	389,200		
	76	265,300	320,800	389,900		
77	266,400	321,900	390,600			
78	267,600	322,900	391,200			
79	268,900	323,800	391,800			
80	270,000	324,700	392,400			

81	271,200	325,800	393,000		
82	272,500	326,600	393,600		
83	273,800	327,300	394,200		
84	275,000	328,100	394,800		
85	276,100	328,600	395,300		
86	277,200	329,100	395,800		
87	278,500	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			
91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			
103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400	340,300			
111	296,700	340,800			
112	297,000	341,200			
113	297,300	341,700			
114	297,600	342,100			
115	297,900	342,600			
116	298,200	343,000			
117	298,500	343,500			
118	298,900	343,900			
119	299,200	344,300			
120	299,600	344,700			
121	299,900	345,100			
再任用職員	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、研究所、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 (第六条関係)

福祉職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	157,700	208,000	253,400	274,500	319,200	362,900
	2	158,900	209,700	255,000	276,300	321,400	365,500
	3	160,100	211,500	256,400	277,900	323,700	367,900
	4	161,300	213,200	258,000	279,400	325,900	370,500
	5	162,300	214,900	259,000	281,200	328,100	372,400
	6	163,800	216,700	260,300	283,300	330,100	374,900
	7	165,200	218,500	261,700	285,400	332,300	377,200
	8	166,600	220,200	263,100	287,700	334,500	379,700
	9	167,900	221,900	264,300	289,600	336,400	382,100
	10	169,300	223,400	265,800	291,700	338,600	384,800
	11	170,700	224,800	267,100	293,900	340,600	387,400
	12	172,200	226,200	268,200	296,000	342,800	390,100
	13	173,700	227,600	269,500	297,700	344,600	392,500
	14	175,200	229,200	271,000	300,000	346,600	394,800
	15	176,700	230,800	272,700	302,200	348,600	397,000
	16	178,100	232,400	274,400	304,400	350,600	399,400
	17	179,700	233,800	276,000	306,400	352,300	401,200
	18	181,500	235,400	277,900	308,700	354,300	403,200
	19	183,200	236,900	279,700	310,900	356,100	405,100
	20	184,900	238,400	281,300	313,200	358,000	406,900
	21	186,400	239,400	282,900	315,100	359,900	408,800
	22	188,000	240,900	284,700	317,200	361,800	410,600
	23	189,700	242,200	286,300	319,400	363,800	412,400
	24	191,300	243,600	288,000	321,500	365,700	414,300
	25	192,900	245,000	289,900	323,500	367,700	416,100
	26	194,600	246,700	291,600	325,500	369,600	417,600
	27	196,400	248,200	293,400	327,600	371,600	419,100
	28	198,100	249,900	295,200	329,600	373,600	420,700
	29	199,900	251,300	296,400	331,400	375,100	422,300
	30	201,400	252,600	298,100	333,500	376,900	423,600
	31	202,900	253,900	299,800	335,400	378,700	424,900
	32	204,300	255,300	301,400	337,500	380,300	426,100
	33	205,600	256,600	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	206,900	257,900	304,500	341,000	383,500	428,600
	35	208,200	259,200	306,000	342,800	385,000	429,900
	36	209,400	260,400	307,600	344,700	386,600	431,100
	37	210,600	261,800	309,100	345,900	388,000	432,300
	38	212,000	263,200	310,600	347,800	389,200	433,100
	39	213,400	264,800	312,000	349,700	390,400	433,900
	40	214,800	266,300	313,600	351,500	391,500	434,700
	41	215,800	267,700	314,900	353,400	392,600	435,300
	42	217,000	269,300	316,500	355,200	393,800	436,000
	43	218,100	270,900	318,000	357,000	395,000	436,700
	44	219,300	272,400	319,500	358,700	396,100	437,400
	45	220,200	274,100	320,500	360,500	396,800	438,200
	46	221,300	275,700	321,700	361,900	397,500	439,000
	47	222,200	277,300	322,900	363,400	398,200	439,400
	48	223,200	278,900	324,100	364,800	398,900	440,100

	49	224,000	280,400	325,100	365,800	399,500	440,600
	50	225,100	282,000	326,100	366,900	400,100	441,000
	51	226,200	283,600	327,000	368,000	400,600	441,400
	52	227,000	285,100	328,000	369,100	401,000	441,800
	53	227,500	286,400	328,900	370,000	401,400	442,200
	54	228,600	287,900	329,600	370,600	401,700	442,600
	55	229,300	289,300	330,400	371,400	402,000	443,000
	56	230,200	290,800	331,200	372,200	402,300	443,300
	57	231,000	292,200	331,800	373,000	402,600	443,600
	58	231,900	293,600	332,300	373,800	402,900	444,000
	59	232,700	295,100	332,900	374,600	403,200	444,300
	60	233,600	296,600	333,400	375,400	403,500	444,600
	61	234,600	297,700	333,900	376,300	403,800	444,900
	62	235,400	299,200	334,100	377,000	404,100	
	63	236,300	300,400	334,700	377,700	404,400	
	64	237,100	301,900	335,300	378,400	404,700	
	65	238,000	303,000	335,600	378,700	405,000	
	66	239,000	304,300	336,100	379,300	405,300	
	67	240,200	305,400	336,600	379,900	405,600	
	68	241,200	306,700	337,100	380,600	405,900	
	69	242,200	307,400	337,600	381,000	406,100	
	70	243,300	308,500	338,100	381,700	406,400	
	71	244,400	309,700	338,500	382,300	406,700	
	72	245,300	310,900	339,000	382,900	407,000	
	73	246,000	312,200	339,200	383,300	407,200	
再任	74	247,100	312,900	339,700	383,900	407,500	
用職	75	248,200	313,600	340,200	384,500	407,800	
員以	76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000	
外の	77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200	
職員	78	251,000	315,700	341,400	386,000		
	79	252,000	316,400	341,900	386,500		
	80	253,000	317,100	342,300	387,100		
	81	253,900	317,400	342,500	387,600		
	82	254,600	317,700	342,800	388,000		
	83	255,600	318,300	343,300	388,400		
	84	256,600	318,600	343,700	388,800		
	85	257,200	319,000	344,000	389,000		
	86	258,000	319,300	344,300	389,200		
	87	258,700	319,700	344,800	389,500		
	88	259,600	320,000	345,200	389,800		
	89	260,200	320,500	345,500	390,000		
	90	261,000	320,900	345,900	390,300		
	91	261,800	321,200	346,300	390,600		
	92	262,600	321,500	346,500	390,800		
	93	263,000	322,000	346,800	391,000		
	94	263,700	322,400				
	95	264,200	322,600				
	96	264,900	323,000				
	97	265,600	323,400				
	98	266,300	323,800				
	99	267,000	324,200				
	100	267,700	324,600				
	101	268,200	324,800				
	102	268,700	325,100				
	103	269,100	325,400				
	104	269,600	325,700				

105	269,800	326,100				
106	270,000	326,300				
107	270,300	326,600				
108	270,600	327,000				
109	271,000	327,400				
110	271,300	327,700				
111	271,700	328,100				
112	272,000	328,400				
113	272,300	328,700				
114	272,600	329,100				
115	272,900	329,400				
116	273,300	329,600				
117	273,600	329,800				
118	273,900	330,100				
119	274,300	330,500				
120	274,700	330,900				
121	274,900	331,100				
122	275,100					
123	275,500					
124	275,800					
125	276,000					
126	276,300					
127	276,700					
128	277,100					
129	277,300					
130	277,700					
131	278,100					
132	278,400					
133	278,600					
134	278,900					
135	279,300					
136	279,600					
137	279,800					
138	280,100					
139	280,400					
140	280,700					
141	280,900					
142	281,100					
143	281,300					
144	281,600					
145	282,000					
146	282,200					
147	282,500					
148	282,800					
149	283,100					
150	283,300					
151	283,600					
152	283,800					
153	284,100					
再任用職員	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第二条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条の五を削る。

第八条の六中「任期付職員法」を「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下「任期付職員法」という。)」に、「前条」を「第五条から第八条まで」に、「当該規定」を「これらの規定」に改め、同条を第八条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

(第二号会計年度任用職員の給料月額)

第八条の六 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員(以下「第二号会計年度任用職員」という。)の給料月額は、第五条から第八条までの規定にかかわらず、当該第二号会計年度任用職員の職務とその内容が類似する職務に従事する常勤教育職員に適用される給料表及び当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を基礎として、職務の内容、職務を遂行する上で必要となる知識、技術及び経験その他の事情を考慮した上で、予算の範囲内で、任命権者が決定する。

2 第二号会計年度任用職員の職務の級は、各給料表における職務の級一級(当該第二号会計年度任用職員の職務とその内容が類似する職務に従事する常勤教育職員の職務が、教育職給料表(三)の適用を受ける講師の職務に相当する場合にあつては、職務の級二級)とする。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合における第二号会計年度任用職員(第二十二条の六において「特例第二号会計年度任用職員」という。)の給料月額は、任命権者が人事委員会と協議して決定するものとする。

一 第二号会計年度任用職員の職務とその内容が類似する職務に従事する常勤教育職員がいない場合

二 全国的に統一して定めることが特に必要と認められる基準により給料月額を定める必要がある場合

8 前各項の規定にかかわらず、第二号会計年度任用職員が休職にされたときは、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

第二十二条の六第三項中「、第十四条の二」を削り、同条に次の三項を加える。

4 第十一条の二、第十二条、第十三条、第十三条の三、第十四条の二、第十五条、第十六条の二から第十六条の五まで、第十六条の八、第二十条の二及び第二十二條の四の規定は、第二号会計年度任用職員(特例第二号会計年度任用職員を除く。)には適用しない。

5 第二号会計年度任用職員(特例第二号会計年度任用職員を除く。)のうち、任期が六月未満であるもの(任期の満了後引き続き同一の職務の内容の職に任用された場合における当該任期と直前の会計年度における任期との合計が六月以上となる場合を除く。)は、前項の規定を適用するほか、第二十二条から第二十二條の三までの規定は、適用しない。

6 第十一条から第十三条の三まで、第十四条の二から第十六条の八まで、第二十条の二及び第二十二條から第二十二條の五までの規定は、特例第二号会計年度任用職員には適用しない。ただし、任命権者が人事委員会と協議して決定した場合に限り、これらの規定の全部又は一部を適用することができる。

第二十四条の見出し中「臨時又は非常勤の」を「臨時的に任用された」に改め、同条中「臨時又は非常勤の教育職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第二十二条の三の規定により臨時的に任用された教育職員」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 (第五条関係)

教育職給料表 (一)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	202,300	262,400	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	264,900	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	267,200	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	269,500	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	272,000	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	274,400	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	276,600	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	278,800	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	281,000	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	283,300	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	285,700	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	287,900	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	290,300	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	292,400	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	294,300	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	296,300	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	298,400	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	300,900	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	303,400	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	306,100	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	308,300	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	310,900	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	313,200	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	315,900	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	318,500	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	320,800	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	323,200	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	325,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	327,600	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	329,600	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	331,800	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	334,000	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	335,800	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	337,900	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	340,000	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	342,000	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	344,100	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	346,200	400,300	
	39	228,500	283,500	348,400	401,700	
	40	230,300	285,500	350,500	403,100	
	41	232,000	287,300	352,400	404,800	
	42	233,700	289,700	354,500	406,200	
	43	235,300	292,000	356,400	407,500	
	44	236,900	294,500	358,500	409,000	
	45	238,300	296,500	360,300	410,600	
	46	239,700	299,000	362,300	411,900	
	47	241,000	301,300	364,200	413,400	
	48	242,200	304,000	366,200	415,000	
	49	243,600	306,400	367,800	416,700	
	50	245,100	308,800	369,600	418,100	
	51	246,300	311,300	371,500	419,700	
	52	247,800	313,600	373,500	421,200	

再任職員以外の職員	53	249,000	315,800	375,300	422,900
	54	250,200	318,000	377,100	424,400
	55	251,600	320,100	378,900	426,000
	56	252,700	322,300	380,600	427,600
	57	254,000	324,200	382,100	429,100
	58	255,100	326,300	383,700	430,600
	59	256,200	328,400	385,400	431,800
	60	257,400	330,400	387,100	433,000
	61	258,700	332,500	388,300	434,200
	62	259,800	334,600	389,700	435,500
	63	261,200	336,800	391,100	436,800
	64	262,300	339,000	392,400	438,000
	65	263,600	340,700	393,800	439,200
	66	265,100	342,900	395,000	440,400
	67	266,600	344,900	396,400	441,600
	68	268,300	347,100	397,800	442,800
	69	269,700	348,900	399,100	444,000
	70	271,100	350,800	400,400	445,200
	71	272,500	352,800	401,800	446,400
	72	273,900	354,800	403,100	447,600
	73	275,000	356,400	404,400	448,700
	74	276,400	358,300	405,800	449,300
	75	277,800	360,100	407,200	449,800
	76	279,000	362,000	408,500	450,300
	77	280,200	363,800	409,700	450,800
	78	281,400	365,500	410,900	
	79	282,600	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	
	89	293,900	381,200	424,000	
	90	295,000	382,500	425,000	
	91	296,200	383,700	426,000	
	92	297,400	385,000	427,000	
	93	297,900	386,300	427,900	
	94	298,900	387,400	428,700	
	95	300,000	388,700	429,500	
	96	301,200	389,900	430,300	
	97	302,200	391,300	431,100	
	98	303,300	392,300	431,500	
	99	304,300	393,400	431,900	
	100	305,400	394,400	432,300	
	101	306,300	395,300	432,700	
	102	307,400	396,300	433,000	
	103	308,500	397,400	433,300	
	104	309,500	398,500	433,600	
	105	310,100	399,200	433,900	
	106	311,000	400,100	434,200	
	107	311,800	401,000	434,500	
	108	312,600	401,900	434,700	
	109	313,500	402,700	434,900	
	110	313,900	403,600		
	111	314,300	404,400		
	112	314,800	405,200		
	113	315,400	405,800		
	114	315,800	406,500		
	115	316,300	407,200		
	116	316,800	407,900		

117	317,400	408,500			
118	317,900	409,000			
119	318,300	409,400			
120	318,800	409,800			
121	319,300	410,200			
122	319,700	410,500			
123	320,200	410,800			
124	320,700	411,000			
125	321,300	411,200			
126	321,600	411,500			
127	321,900	411,800			
128	322,200	412,000			
129	322,400	412,200			
130	322,700	412,500			
131	323,000	412,800			
132	323,300	413,000			
133	323,500	413,200			
134	323,700	413,500			
135	323,900	413,800			
136	324,200	414,000			
137	324,500	414,200			
138	324,700	414,500			
139	325,000	414,800			
140	325,300	415,000			
141	325,500	415,200			
142	325,700	415,500			
143	326,000	415,800			
144	326,200	416,000			
145	326,500	416,200			
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,500				
150	327,700				
151	328,000				
152	328,300				
153	328,500				
再任用職員	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二（第五条関係）

教 育 職 給 料 表 （二）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	345,900	370,000	
	39	227,700	257,100	347,900	371,300	
	40	229,400	259,400	349,800	372,900	
	41	231,000	262,000	351,300	374,000	
	42	232,700	264,400	353,100	375,400	
	43	234,300	266,600	354,700	376,800	
	44	235,900	268,800	356,400	378,300	
	45	237,600	270,900	358,200	379,700	
	46	239,100	273,100	359,900	381,300	
	47	240,400	275,300	361,200	382,900	
	48	241,800	277,300	362,800	384,400	

再任職員以外の職員

49	243,000	279,600	364,000	385,800
50	244,400	281,600	365,500	387,300
51	245,900	283,500	367,100	388,800
52	247,100	285,500	368,700	390,200
53	248,200	287,300	370,100	391,400
54	249,600	289,700	371,600	392,700
55	250,800	292,000	373,100	393,800
56	252,000	294,500	374,600	394,900
57	253,200	296,500	376,100	396,300
58	254,400	299,000	377,500	397,500
59	255,500	301,300	378,900	398,700
60	256,700	304,000	380,200	400,000
61	258,100	306,400	381,100	401,200
62	259,100	308,800	382,300	402,200
63	260,300	311,300	383,500	403,600
64	261,200	313,600	384,600	404,900
65	262,200	315,800	385,500	406,100
66	263,600	318,000	386,700	407,200
67	265,000	320,100	387,700	408,400
68	266,400	322,300	388,800	409,500
69	268,000	324,200	390,000	410,500
70	269,500	326,300	391,000	411,700
71	271,000	328,400	392,100	412,900
72	272,400	330,400	393,300	414,100
73	273,400	332,500	394,300	414,700
74	274,600	334,600	395,400	415,500
75	275,900	336,800	396,500	416,200
76	277,100	339,000	397,600	416,700
77	278,300	340,700	398,500	417,000
78	279,400	342,600	399,400	417,400
79	280,600	344,300	400,400	417,800
80	281,800	346,100	401,400	418,200
81	283,000	347,900	402,200	418,500
82	283,900	349,700	403,000	418,900
83	285,100	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	

105	301,600	378,100	413,600		
106	302,000	379,000	413,900		
107	302,300	379,900	414,200		
108	302,500	380,900	414,400		
109	302,700	381,700	414,600		
110	302,900	382,700			
111	303,200	383,700			
112	303,500	384,700			
113	303,700	385,300			
114	303,900	386,200			
115	304,100	387,100			
116	304,400	388,000			
117	304,700	388,800			
118	305,000	389,500			
119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
150		403,700			
151		404,000			
152		404,200			
153		404,400			
154		404,700			
155		405,000			
156		405,200			
157		405,400			
再任用職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 (第五条関係)

教育職給料表 (三)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	181,200	216,000	275,300	345,800	477,000
	2	183,700	218,100	278,300	348,800	479,200
	3	186,300	220,100	281,100	351,900	481,400
	4	189,000	222,200	283,900	355,200	483,500
	5	191,700	224,100	286,700	358,000	485,400
	6	194,500	226,100	289,300	360,100	487,300
	7	197,300	228,200	291,600	362,400	489,200
	8	200,200	230,200	294,000	365,000	491,100
	9	203,100	232,400	296,400	367,300	493,100
	10	206,100	234,800	299,000	369,500	495,100
	11	209,000	237,200	301,400	371,800	497,000
	12	211,900	239,600	304,000	373,900	498,900
	13	214,600	241,600	306,200	375,900	500,600
	14	216,300	243,900	308,200	378,400	502,400
	15	218,100	246,200	310,300	380,900	504,200
	16	219,800	248,500	312,200	383,300	506,100
	17	221,500	250,700	314,600	385,200	507,800
	18	223,200	253,800	317,200	387,500	509,500
	19	225,000	256,900	319,600	389,800	511,300
	20	226,600	260,000	322,000	392,100	513,200
	21	228,500	262,800	324,400	394,500	514,800
	22	230,400	265,800	327,300	397,000	516,400
	23	232,400	268,700	330,000	399,700	518,000
	24	234,400	271,600	333,100	402,300	519,500
	25	236,000	274,400	335,800	404,600	521,000
	26	238,000	277,000	338,600	407,100	522,400
	27	239,900	279,500	341,300	409,400	523,800
	28	241,900	282,200	344,200	411,900	525,100
	29	243,600	285,000	347,000	413,700	526,200
	30	245,500	287,200	349,500	416,200	527,200
	31	247,500	289,200	352,100	418,500	528,200
	32	249,500	291,400	354,500	420,900	529,200
	33	251,300	293,300	356,900	422,500	530,000
	34	253,300	295,400	359,100	424,800	530,800
	35	255,200	297,600	361,400	427,000	531,700
	36	257,100	299,600	363,500	429,300	532,600
	37	258,500	301,600	365,500	431,300	533,400
	38	260,200	303,500	367,600	433,500	534,300
	39	261,700	305,200	369,800	435,800	534,900
	40	263,300	307,000	372,000	438,100	535,400
	41	264,900	308,700	374,200	440,500	536,000
	42	266,100	310,900	376,200	442,700	536,700
	43	267,000	313,000	378,300	445,100	537,400
	44	268,100	315,400	380,400	447,500	537,900

再任職員以外の職員	45	269,000	317,400	381,900	449,600	538,400
	46	269,900	319,500	383,900	451,600	539,100
	47	270,700	321,700	385,700	453,700	539,700
	48	271,500	324,200	387,700	455,900	540,300
	49	272,400	326,500	388,600	458,100	540,800
	50	273,100	328,900	390,400	460,200	
	51	273,800	331,200	392,000	462,500	
	52	274,600	333,300	393,800	464,700	
	53	275,500	335,500	394,800	466,500	
	54	276,300	337,500	396,400	468,100	
	55	277,200	339,400	397,900	469,800	
	56	278,100	341,200	399,600	471,600	
	57	278,900	342,900	400,900	473,000	
	58	280,200	344,800	402,600	474,100	
	59	281,300	346,500	404,200	475,200	
	60	282,700	348,500	405,800	476,300	
	61	283,800	350,300	407,100	477,400	
	62	285,200	352,100	408,700	478,500	
	63	286,500	354,000	410,200	479,600	
	64	287,700	355,800	411,800	480,700	
	65	288,800	357,500	413,200	481,700	
	66	290,100	359,400	414,200	482,800	
	67	291,400	361,100	415,200	483,800	
	68	292,700	362,900	416,100	484,900	
	69	293,800	364,400	417,100	485,800	
	70	294,700	366,100	418,100	486,800	
71	295,700	367,800	419,200	487,800		
72	296,700	369,500	420,100	488,900		
73	297,800	370,800	420,800	489,800		
74	298,800	372,400	421,600	490,800		
75	299,900	373,800	422,600	491,800		
76	301,000	375,400	423,600	492,800		
77	301,700	377,000	424,600	493,700		
78	302,600	378,700	425,600	494,500		
79	303,400	380,300	426,600	495,400		
80	304,300	381,900	427,500	496,300		
81	305,000	383,400	428,200	497,100		
82	305,900	384,900	429,100	497,900		
83	306,800	386,400	430,000	498,700		
84	307,700	388,000	430,800	499,500		
85	308,100	389,000	431,700	500,000		
86	308,800	390,300	432,500	500,700		
87	309,500	391,700	433,300	501,500		
88	310,400	393,000	434,200	502,300		
89	311,300	394,400	434,900	503,000		
90	312,100	395,500	435,400	503,800		
91	312,900	396,600	436,000	504,400		
92	313,600	397,800	436,400	504,800		
93	314,300	398,600	436,900	505,300		
94	315,000	399,700	437,400	505,900		
95	315,700	400,800	437,800	506,400		
96	316,400	401,800	438,200	506,900		

	97	316,800	402,700	438,400	507,300	
	98	317,200	403,700	438,800		
	99	317,600	404,700	439,100		
	100	318,000	405,600	439,400		
	101	318,300	406,400	439,700		
	102	318,700	407,400	440,000		
	103	319,000	408,400	440,300		
	104	319,400	409,400	440,600		
	105	319,900	410,000	440,800		
	106	320,300	410,700	441,100		
	107	320,800	411,400	441,400		
	108	321,300	412,000	441,600		
	109	321,700	412,500	441,800		
	110	322,200	412,900	442,100		
	111	322,600	413,200	442,400		
	112	323,100	413,500	442,600		
	113	323,400	413,700	442,800		
	114	323,900	414,000			
	115	324,300	414,300			
	116	324,800	414,600			
	117	325,100	414,800			
	118	325,500	415,100			
	119	326,000	415,400			
	120	326,500	415,600			
	121	326,700	415,800			
	122	327,100	416,100			
	123	327,600	416,400			
	124	327,900	416,600			
	125	328,100	416,800			
	126	328,400				
	127	328,900				
	128	329,400				
	129	329,600				
	130	330,000				
	131	330,500				
	132	330,900				
	133	331,100				
	134	331,500				
	135	332,000				
	136	332,200				
	137	332,500				
	138	332,900				
	139	333,300				
	140	333,700				
	141	334,200				
再任用職員		247,700	293,300	310,700	375,600	469,000

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

第三条 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八条の八を削る。

第八条の九中「任期付職員法」を「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下「任期付職員法」という。)」に、「前条」を「第六条から第八条の四まで」に、「当該規定」を「これらの規定」に改め、同条を第八条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

(第二号会計年度任用職員の給料月額)

第八条の九 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員(以下「第二号会計年度任用職員」という。)の給料月額は、第六条から第八条の四までの規定にかかわらず、当該第二号会計年度任用職員の職務とその内容が類似する職務に従事する常勤職員に適用される給料表及び当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を基礎として、職務の内容、職務を遂行する上で必要となる知識、技術及び経験その他の事情を考慮した上で、予算の範囲内で、任命権者が決定する。

2 第二号会計年度任用職員の職務の級は、公安職給料表における職務の級一級とする。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合における第二号会計年度任用職員(第三十一条の二において「特例第二号会計年度任用職員」という。)の給料月額は、任命権者が人事委員会と協議して決定するものとする。

一 第二号会計年度任用職員の職務とその内容が類似する職務に従事する常勤職員がいない場合

二 全国的に統一して定めることが特に必要と認められる基準により給料月額を定める必要がある場合

第三十一条の二第三項中「、第十七条」を削り、同条に次の三項を加える。

4 第十二条の二から第十五条まで、第十五条の三、第十七条、第二十条、第二十二條から第二十二條の三まで、第二十六条の二及び第三十一条の規定は、第二号会計年度任用職員(特例第二号会計年度任用職員を除く。)には適用しない。

5 第二号会計年度任用職員(特例第二号会計年度任用職員を除く。)のうち、任期が六月未満であるもの(任期の満了後引き続き同一の職務の内容の職に任用された場合における当該任期と直前の会計年度における任期との合計が六月以上となる場合を除く。)は、前項の規定を適用するほか、第二十九条から第三十条の三までの規定は、適用しない。

6 第十一条から第十五条の三まで、第十七条から第二十二條の三まで、第二十六条

の二及び第二十九条から第三十一条までの規定は、特例第二号会計年度任用職員には適用しない。ただし、任命権者が人事委員会と協議して決定した場合に限り、これらの規定の全部又は一部を適用することができる。

第三十二条に次の一項を加える。

8 前各項の規定にかかわらず、第二号会計年度任用職員が休職にされたときは、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

第三十四条の見出し中「臨時又は非常勤の」を「臨時的に任用された」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第二十二条の三の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円								
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900	422,800
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100	424,600
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000	426,500
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100	428,400
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800	429,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800	431,500
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600	433,100
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	

	49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
	50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
	51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
	52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
	53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
	54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
	55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
	56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
	57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
	58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
	59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
	60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
	61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
	62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
	63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
	64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
	65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
	66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
	67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
	68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
再任用職員以外の職員	69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
	70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
	71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
	72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
	73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
	74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
	75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500		
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800		
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000		
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200		
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500		
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200		
	94	300,600	324,200	350,600	384,200				
	95	301,700	325,600	352,100	384,800				
	96	303,000	326,900	353,600	385,300				
	97	304,100	328,100	354,900	385,700				
	98	305,300	329,400	356,100	386,100				
	99	306,500	330,700	357,200	386,700				
	100	307,700	332,000	358,400	387,200				

101	308,900	333,400	359,500	387,600					
102	309,900	334,300	360,600	388,100					
103	311,000	335,400	361,700	388,700					
104	312,000	336,600	362,900	389,200					
105	312,800	337,700	364,100	389,500					
106	313,400	338,800	364,600	389,900					
107	314,000	339,800	365,200	390,400					
108	314,700	340,900	365,800	390,700					
109	315,200	342,100	366,400	391,000					
110	315,700	343,100	366,900	391,500					
111	316,200	344,100	367,400	392,000					
112	316,800	345,000	367,900	392,500					
113	317,600	345,900	368,300	392,800					
114	318,300	346,800	368,700	393,300					
115	319,000	347,800	369,300	393,800					
116	319,700	348,800	369,800	394,300					
117	320,300	349,800	370,200	394,600					
118	321,100	350,300	370,700	395,100					
119	321,800	350,900	371,300	395,600					
120	322,600	351,500	371,800	396,100					
121	323,200	351,800	372,000	396,500					
122	323,500	352,200	372,500	397,000					
123	324,000	352,700	373,000	397,400					
124	324,500	353,100	373,400	397,900					
125	324,800	353,500	373,900	398,300					
126		353,900	374,400						
127		354,400	374,900						
128		354,800	375,400						
129		355,200	375,700						
130			376,200						
131			376,700						
132			377,200						
133			377,500						
134			378,000						
135			378,400						
136			378,800						
137			379,100						
138			379,600						
139			380,100						
140			380,600						
141			380,900						
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(山梨県職員旅費条例の一部改正)

第四条 山梨県職員旅費条例(昭和三十二年山梨県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員の旅費)

第二十五条の二 地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員には、赴任した場合の旅費は、支給しない。

(山梨県非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第五条 山梨県非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和三十二年山梨県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び費用弁償」を「費用弁償及び期末手当に関する」に改める。

第一条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「及び費用弁償」を「費用弁償及び期末手当」に改める。

第二条に見出しとして「(非常勤の職員の報酬及び費用弁償)」を付し、同条中「報酬」を「非常勤の職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員(以下「第一号会計年度任用職員」という。)を除く。)」の報酬」に改め、同条の次に次の五條を加える。

(第一号会計年度任用職員の報酬)

第三条 第一号会計年度任用職員の報酬は、日額で定めるものとし、その額は地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員(以下「第二号会計年度任用職員」という。))の例により算出した給料月額を基礎として、これに給料の調整額並びに地域手当、初任給調整手当、特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。))及び農林漁業普及指導手当の額を加えた額を二十一で除して得た額(次条において「基本報酬日額」という。))に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額(当該額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げて得た額)とする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の特殊性により報酬を日額で定めることが適当でない場合には、その報酬の支給を勤務一時間につき定める額によるものとする事ができる。この場合において、当該額は、前項に規定する基本報酬日額を七・七五で除して得た額(当該額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げて得た額)とする。

3 前二項に規定するもののほか、第一号会計年度任用職員の勤務の実績に応じ、特殊勤務手当(月額で定められているものを除く。))、時間外勤務手当、休日勤務

手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を報酬として支給する。この場合において、これらの手当に相当する額の支給の基礎となる勤務一時間当たりの報酬額は、前項後段の規定の例により算出した額とする。

(第一号会計年度任用職員の費用弁償)

第四条 第一号会計年度任用職員の通勤のために要した費用については、第二号会計年度任用職員の通勤手当の例により算出した額により、その勤務日数に応じてその実費を弁償する。

2 第一号会計年度任用職員の出張のために要した費用については、第二号会計年度任用職員の旅費の例により算出した額により、その実費を弁償する。

(第一号会計年度任用職員の期末手当)

第五条 第一号会計年度任用職員のうち、任期が六月以上(任期の満了後引き続き同一の職務の内容の職に任用された場合における当該任期と直前の会計年度における任期との合計が六月以上となる場合を含む。))であり、かつ、一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分以上であるものに対しては、第二号会計年度任用職員の例により算出した額により、その勤務時間に応じて期末手当を支給する。

(第一号会計年度任用職員の報酬及び期末手当の額の特例)

第六条 第三条及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合における第一号会計年度任用職員の報酬及び期末手当の額は、任命権者が人事委員会と協議して決定するものとする。

一 第一号会計年度任用職員の職務とその内容が類似する職務に従事する常勤職員がない場合

二 全国的に統一して定めることが特に必要と認められる基準により給料月額を定める必要がある場合

(委任)

第七条 第三条から前条までに規定するもののほか、第一号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第六条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十八條の見出し中「臨時」を「臨時的に任用された職員」に、「非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時及び非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。))」を「地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により臨時的に任用された職員」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、

休日及び休暇については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者が定める。この場合において、当該職員の無給の休暇については、山梨県職員給与条例第四条、山梨県学校職員給与条例第十八条又は山梨県警察職員給与条例第四条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、山梨県職員給与条例第三十条、山梨県学校職員給与条例第十九条又は山梨県警察職員給与条例第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第七条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)
第十九条 地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により臨時的に任用された職員の勤務時間、休日及び休暇については、この条例の規定にかかわらず、別に県教育委員会が定める。

2 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定めるところにより、県教育委員会が定める。この場合において、当該職員の無給の休暇については、山梨県職員給与条例第四条又は山梨県学校職員給与条例第十八條の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、山梨県職員給与条例第三十条又は山梨県学校職員給与条例第十九條に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第八条 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員の職務専念義務の免除)

第三条 地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により臨時的に任用された職員の職務に専念する義務の特例については、この条例の規定にかかわらず、別に任命権者が定める。

2 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の職務に専念する義務の特例については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者が定める。

(山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第九条 山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十七年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「こえない」を「超えない」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは、「法第二十二條の二第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(山梨県職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第十条 山梨県職員の懲戒に関する条例(昭和二十七年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「合計額」の下に「(法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、山梨県非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十三年山梨県条例第二十三号) 第三条第一項若しくは第二項又は第六条に規定する報酬の額)」を加える。

(山梨県職員定数条例の一部改正)

第十一条 山梨県職員定数条例(昭和二十八年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「臨時又は非常勤の者」を「臨時的に任用された職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十二條の三第一項の規定により臨時の職に関する場合において臨時的に任用された職員に限る。) 又は非常勤の職員」に改める。

(山梨県教育委員会職員等定数条例の一部改正)

第十二条 山梨県教育委員会職員等定数条例(平成十四年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「臨時」を「臨時的に任用された職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十二條の三第一項の規定により臨時の職に関する場合において臨時的に任用された職員に限る。)」に改める。

第十三条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第十四条 山梨県職員の育児休業等に関する条例(平成四年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「した職員」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する職

員を除く。)を加える。

(公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十五条 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。
第十一条第二号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第十六条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

題名中「任期付職員の採用及び給与の特例」を「任期付研究員及び任期付職員の採用等」に改める。

第一条中「条例は」の下に、「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十二年法律第五十一号。以下「任期付研究員法」という。)」第二条第三号、第三条第一項、第五条第一項及び第六条(これらの規定を任期付研究員法第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一条の二において同じ。)」を加え、「平成十四年法律第四十八号)」を「平成十四年法律第四十八号。以下「任期付職員法」という。)」に、「及び任期」を「並びに任期」に改め、「給与の特例」の下に「及び裁量による勤務」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(適用除外となる職員)

第一条の二 任期付研究員法第二条第三号に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職を占める職員とする。

一 公設試験研究機関(任期付研究員法第二条第一号に規定する公設試験研究機関をいう。以下同じ。)の長の職

二 公設試験研究機関の長を助け、当該公設試験研究機関の業務を整理する副所長等の職

三 公設試験研究機関に置かれる支所等の長の職

四 公設試験研究機関の内部組織である部等の長の職

(任期付研究員の任期を定めた採用)

第一条の三 任命権者は、次に掲げる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者(この号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。)を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の養成に資する研究業務に従事させる場合

第二条の見出し中「職員」を「任期付職員」に改める。

第四条の見出し中「短時間勤務職員」を「短時間勤務の任期付職員」に改める。

第五条中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」を「任期付職員法」に改める。

第六条中「任命権者は」の下に、「第一条の三第一号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第一号任期付研究員」という。)」若しくは同項第二号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第二号任期付研究員」という。)」を加える。

第七条の見出し中「特定任期付職員の」を削り、第四項中「第二項」を「第四項から第六項まで」に、「及び前項の規定による」を「並びに前二項の規定による任期付研究員業績手当及び」に改め、同項中第四項を第九項とし、第三項を第八項とし、第二項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 任命権者は、第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。

第七条中第一項を第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第一号任期付研究員の給料表の号給は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合及び号給は、次に掲げるとおりとする。

一 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 一号給

二 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 二号給

三 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 三号給

四 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において

に関する条例第二条第一項」を「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員等の採用等に関する条例第二条第一項」に改め、同条第四項中「特定任期付職員」を「第一号任期付研究員及び特定任期付職員」に、「山梨県一般職の任期付職員」を「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員」に、「山梨県一般職の任期付職員」を「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員」に改める。

第九号中「山梨県一般職の任期付職員」を「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(第一号任期付研究員の裁量による勤務)

第九号の二 任命権者は、第一号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該第一号任期付研究員を、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の規定による勤務時間の割振りを行わず、職務遂行の方法等に関し具体的な指示をしないこととし、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、人事委員会規則の定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。

2 前項の場合における第一号任期付研究員の勤務時間の算定については、月曜日から金曜日までの五日間において、人事委員会規則で定める時間帯について山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第三条第二項又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第四条第二項の規定により一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。

3 第一項の場合において、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、第一号任期付研究員の勤務時間の状況に応じた当該第一号任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとする。

4 第一項の場合において、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、第一号任期付研究員からの苦情を処理するものとする。

5 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第三条第二項、第四条、第五条、第八条の四及び第十条の規定並びに山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第四条第二項、第五条、第六条、第九条の四及び第十一条の規定は、第一号の第一号任期付研究員には、適用しない。

附則第二項中「第七条第一項」の下に「から第三項まで」を加える。

(山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十七条 山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「職員」の下に「（地方公務員法第二十二条の三の規定により臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員及び第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「山梨県一般職の任期付職員」の採用及び給与の特例に関する条例」を「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員」の採用等に関する条例」に改める。

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五号

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償条例（昭和四十六年山梨県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表中「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第六号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「職員の」を「同項の休憩時間を置くことにより能率を甚だしく低下させ、又は職員の下に「四十五分と十五分に分割し、又は」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 任命権者は、第一項の休憩時間を置くことにより能率を甚だしく低下させ、又は職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、同項の休憩時間を人事委員会規則で定める範囲内で延長し、又は同項の休憩時間に加え、当該時間帯以外の正規の勤務時間の途中に一時、三十分又は十五分の休憩時間を置くことができる。

第八条の二の見出し中「育児又は介護を行う職員の」を削り、同条第一項中「、その子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。を養育するために」を削り、「育児又は介護を行うためのものとして」を「請求したところにより」に、「第三項」を「第六号及び次項」に改め、同項第一号中「子」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他

これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。)」を加え、同項に次の四号を加える。

三 第十五条第一項に規定する要介護者を介護する職員

四 公務に関する能力の向上に資すると認められる教育又は研修で人事委員会規則で定めるものを受ける職員

五 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第一号に規定する障害者である職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である職員又は当該職員以外の職員であつて、勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として知事が指定する産業医が認める職員

六 早出遅出勤務をすることにより通勤の時間帯における交通の混雑の緩和及び職員の健康の増進に資すると任命権者が認める職員

第八条の二第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 県教育委員会は、前項の休憩時間を置くことにより能率を甚だしく低下させ、又は学校職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、同項の休憩時間を人事委員会規則で定める範囲内で延長し、又は同項の休憩時間に加え、当該時間帯以外の正規の勤務時間の途中に一時、四十五分、三十分又は十五分の休憩時間を置くことができる。

第九条の二の見出し中「育児又は介護を行う学校職員の」を削り、同条第一項中「その子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。を養育するために」を削り、「育児又は介護を行うためのものとして」を「請求したところにより」に、「第三項」を「第六号及び次項」に改め、同項第一号中「子」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により学校職員が当該学校職員と

の間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）を加え、同項に次の四号を加える。

三 第十六条第一項に規定する要介護者を介護する学校職員

四 公務に関する能力の向上に資すると認められる教育又は研修で人事委員会規則で定めるものを受ける学校職員

五 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二條第一号に規定する障害者である学校職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である学校職員及び当該学校職員以外の学校職員であつて、勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として教育長が指定する産業医が認める学校職員

六 早出遅出勤務をすることにより通勤の時間帯における交通の混雑の緩和及び職員員の健康の増進に資すると県教育委員会が認める学校職員

第九条の二第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第七号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。
別表第一の十九の項中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に、同表二十の項中「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に、同表二十一の項中「八千円」を「八千五百円」に、同表二十二の項中「二万六百元」を「二万七百元」に、同表四十の項金額の欄イ中「五千九百円」を「六千円」に、同欄ロ中「五千二百円」を「五千三百円」に、同表四十一の項中「二千六百元」を「二千七百元」に、同表四十二の項中「二千元」を「二千五百円」に改める。

別表第二の六十五の項及び六十五の二の項中「二万九千二百円」を「二万九千三百

円」に、同表百三十五の項中「八千円」を「八千五百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

山梨県消防法関係手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第八号

山梨県消防法関係手数料条例等の一部を改正する条例

（山梨県消防法関係手数料条例の一部改正）

第一条 山梨県消防法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表九の項イ中「六千五百円」を「六千六百元」に改め、同項ロ中「四千五百円」を「四千六百元」に改め、同項ハ中「三千六百元」を「三千七百元」に改める。

（山梨県火薬類取締法関係手数料条例の一部改正）

第二条 山梨県火薬類取締法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表九の項中「一万七千元」を「一万八千元」に改める。

（山梨県高压ガス保安法関係手数料条例の一部改正）

第三条 山梨県高压ガス保安法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表十三の項イ中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に改め、同項ロ中「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同項ハ中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に改め、同項ニ中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に改め、同項ホ中「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同表十四の項イ中「七千六百元」を「七千九百円」に、「七千五百円」を「七千四百円」に改め、同項ロ中「六千円」を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千七百元」に改める。

（山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第四条 山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表二十の項中「二万七百元」を「二万四千四百円」に、「二万二千元」を

「二万九百円」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第九号

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の四の項金額の欄イ中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改め、同欄口中「八千九百円」を「九千二百円」に改め、同欄ハ中「一万千九百円」を「一万二千二百円」に改め、同欄ニ中「二千九百円」を「三千百円」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十号

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

（山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第一条 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年山梨県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十三の項中「八千六百円」を「八千七百円」に、同表十四の項及び十五の項中「一万千円」を「一万二千円」に改める。

（山梨県警察関係手数料条例の一部改正）

第二条 山梨県警察関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第五の三の項口中「六千八百円」を「六千九百円」に、同表五の項中「一万二千三百円」を「一万二千七百円」に、同表十四の項中「九千七百円」を

「九千八百円」に改める。

別表第十の十五の項中「三万八千円」を「三万九千円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受講の申請の受付が開始された次に掲げる講習会又は講習を受ける者が納めなければならない手数料については、なお従前の例による。

一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（別表第五の三の項口に掲げるものに限る。）

二 同法第五条の五第一項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習

三 同法第九条の十四第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会

山梨県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十一号

山梨県収入証紙条例の一部を改正する条例

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、証紙による収入の方法によらないことができる。

一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等及び山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山梨県条例第四十五号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第六号に規定する申請等に係る手数料を徴収する場合

二 納人の利便その他の事情を勘案して規則で定める場合

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

山梨県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十二号

山梨県県税条例等の一部を改正する条例

(山梨県県税条例の一部改正)

第一条 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二中「法第四十八条」を「法第七百三十九条の五」に改める。

第二十八条第一項第二号から第四号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第五号中「によつて」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改める。

第三十八条第一項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第六十二条の十の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十一條の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「(以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。)」を削り、「第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「(昭和五十五年法律第六十五号)」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改め、「取得するものを除く」の下に「。以下この項において「農地売買事業」という」を加え、「にあつては」を「には」に、「(これらの土地の取得の日)」を「(同日)」に、「土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による」を「土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二條第二項に規定する」に、「同法第二條第二項第二号」を「同項第二号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同条第二項中「定める」を「規定する」

に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改める。
第七十一条第三項第三号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。
附則第十二條の十五の二中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・九」を「百分の五・七」に改める。

(山梨県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 山梨県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年山梨県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち山梨県県税条例第九條第二項、第十一條及び第十二條第二項の改正規定中「第九條第二項、第十一條」を「第十一條」に改める。

第二条のうち、山梨県県税条例第百十四條の次に十七條を加える改正規定のうち第百十四條の第三項第二号に係る部分を次のように改める。

二 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で府令で定めるものをいう。イ及びロにおいて同じ。)

イ 車両総重量(道路運送車両法第四十條第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び第百十四條の七において同じ。)が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一條の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で府令で定めるものに適合するもの

ロ 道路運送車両法第四十一條の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの(以下このロにおいて「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で府令で定めるもの

第二条のうち、山梨県県税条例第百十四條の次に十七條を加える改正規定のうち第百十四條の第三項第四号イに係る部分中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)に係る部分を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一條の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの(以下この号及び第百十四條の七において「平成三十年ガソリン軽重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十

年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（以下この号及び第百十四条の七において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の三第一項第四号イ(2)に係る部分を削り、同号イ(3)に係る部分中「第八十条第一号イ」を「第百四十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に、「次項及び第百十四条の七第一項第一号イ(3)」を「以下この条及び第百十四条の七」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号二(1)に係る部分を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- 第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の三第一項第四号二(2)に係る部分を削り、同号二(3)を同号二(2)とし、同号二を同号ホとし、同号ハ(1)に係る部分を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の三第一項第四号ハ(2)に係る部分を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ニとし、同号ロ(1)に係る部分を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の三第一項第四号ロ(2)に係る部分を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

- ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
 - (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の三第一項第五号に係る部分中「第百十四条の七第一項第二号及び第二項第二号」を「第百十四条の七第一項第三号及び第二項第三号」に改め、同号イに係る部分中「により」の下に「平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（ロ(1)(i)及び第百十四条の七において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同法第四十一条の規定により」を加え、同号ロ(1)に係る部分を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の三第一項第五号ロ(2)に係る部分を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号二

(1)に係る部分を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの(第百十四条の七第一項第三号ハ(1)及び第二項第三号ハ(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの(以下この号及び第百十四条の七において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第二条のうち、山梨県県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の三第一項第五号ホに係る部分を削り、同号へを同号ホとし、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百十四条の七第一項第二号及び第二項第二号において同じ。

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの(以下この号及び第百十四条の七において「平成三十年石油ガス軽重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽重量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの(以下この号及び第百十四条の七において「平成十七年石油ガス軽重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽重量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

こと。

(2) エネルギ―消費効率が平成三十二年基準エネルギ―消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽重量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽重量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギ―消費効率が平成三十二年基準エネルギ―消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第二条のうち、山梨県県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の三第二項に係る部分を次のように改める。

2 前項(第四号イからハまでに係る部分に限る。)の規定は、平成三十二年基準エネルギ―消費効率及び平成二十七年基準エネルギ―消費効率を算定する方法として府令で定める方法によりエネルギ―消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギ―消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として府令で定める方法によりエネルギ―消費効率を算定している自動車(第百十四条の七第四項において「平成二十二年度基準エネルギ―消費効率算定自動車」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号イ(2)	
平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び第百十四条の七において「平成三十二年基準エネルギ―消費効率」という。)に百分の百十	平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号において「平成二十二年度基準エネルギ―消費効率」という。)に百分の百六十五

第四号ロ(2)	平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十
第四号ハ(2)	基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百十四条の七において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十

第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の七第一号イに係る部分中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)に係る部分を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- 第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の七第一号イ(2)に係る部分を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号二(1)に係る部分を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

一を超えないこと。

第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の七第一号二(2)に係る部分を削り、同号二(3)を同号二(2)とし、同号二を同号ホとし、同号ハ(1)に係る部分を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- 第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の七第一号ハ(2)に係る部分を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ニとし、同号ロ(1)に係る部分を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- 第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の七第一号ロ(2)に係る部分を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。
- ロ 家用用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の七第一項第二号イ(1)に係る部分を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の七第一項第二号イ(2)に係る部分を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)に係る部分を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の七第一項第二号ニに係る部分を削り、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の七第二項第一号イに係る部分中「乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)に係る部分を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の七第二項第一号イ(2)に係る部分を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)に係る部分を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の七第二項第一号ハ(2)に係る部分を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ホとし、同号ロ(1)に係る部分を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出

量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第二条のうち、山梨県条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の七第二項第一号ロ(2)に係る部分を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号二とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
次

(1) 次のいずれかに該当すること。
(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

次

(1) 次のいずれかに該当すること。
(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の十を超えないこと。

第二条のうち、山梨県条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の七第二項第二号イ(1)に係る部分を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。
(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子

状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第二条のうち、山梨県条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第

百十四条の七第二項第二号イ(2)に係る部分を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)に係る部分を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。
(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第二条のうち、山梨県条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の七第二項第二号二に係る部分を削り、同号ホを同号二とし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
次

(1) 次のいずれかに該当すること。
(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の十を超えないこと。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
次

(1) 次のいずれかに該当すること。
(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第二条のうち、山梨県条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の七第四項に係る部分中「及びロ」を「からハまで」に、「第一号イ」を「第一号イからハまで」に改め、同項の表第一項第一号イ(3)の項に係る部分中「第

一項第一号イ(3)を「第一項第一号イ(2)」に、「次項第一号イ(3)」を「次項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項第一号ロ(2)	平成三十二年基準エネ ルギー消費効率に百分の 百十	平成二十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分の 百六十五
------------	---------------------------------	------------------------------------

第二条のうち、山梨県税条例第百十四条の次に十七条を加える改正規定のうち第百十四条の七第四項の表第一項第一号ロ(3)の項に係る部分中「第一項第一号ロ(3)」を「第一項第一号ハ(2)」に改め、同表第二項第一号イ(3)の項に係る部分中「第二項第一号イ(3)」を「第二項第一号イ(2)」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	平成三十二年基準エネ ルギー消費効率	平成二十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分の 百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ハ(2)	平成二十七年基準エネ ルギー消費効率に百分の 百十	平成二十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分の 百三十八

第二条のうち山梨県税条例第百十五条の二(見出しを含む。)の改正規定中「第百五十条第二項」を「四万五千元」を「第百十六条第一項第一号ロ(4)に定める額」に、「第百五十条第二項」に改める。

第二条のうち山梨県税条例第百十六条第一項(見出しを含む。)の改正規定中「は」に改め」の下に「、同項第一号ロ中「二万九千五百円」を「二万五千元」に、「三万四千五百円」を「三万五百円」に、「三万九千五百円」を「三万六千元」に、「四万五千元」を「四万三千五百円」に、「五万円」を「五万円」に、「五万八千元」を「五万七千元」に、「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に、「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に、「八万八千元」を「八万七千元」に、「十一万円」を「十一万円」に改め」を加え、「加える」を「加え」、「二万三千六百円」を「二万円」に、「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に、「三万六千六百円」を「二万八千八百円」に、「三万六千円」を「三万四千八百円」に、「四万八千円」を「四万円」に、「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に、「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に、「六万二千二百円」を「六万四百円」

に、「七万四百円」を「六万九千六百円」に、「八万八千八百円」を「八万八千元」に改める」に改める。

第二条のうち山梨県税条例第百十九条の次に一項を加える改正規定中「を行い、併せて山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「を行う場合において、法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」に、「場合における」を「ときにおける」に改める。

第二条のうち、山梨県税条例附則第十二条の五及び第十二条の五の二の改正規定のうち附則第十二条の五に係る部分を次のように改める。

(自動車税の環境性能割の非課税)

第十二条の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、国土交通大臣が地方バス路線維持のため交付する補助金の対象となる路線で平均乗車密度に一日当たりの運行回数を乗じて得た数値が十五以上百五十以下であり、かつ、地域住民の生活上必要と知事が指定したものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十四条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

2 第百十四条の七第一項第一号ロ(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第二号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間(附則第十二条の五の二第二項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第百十四条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

第二条のうち、山梨県税条例附則第十二条の五及び第十二条の五の二の改正規定のうち附則第十二条の五の二に次の一項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第百十四条の七第二項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

第二条のうち山梨県税条例附則第十二条の五の三及び第十二条の五の四を削る改正規定を次のように改める。

附則第十二条の五の三を削り、第十二条の五の四を次のように改める。
(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十二条の五の四 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（府令で定めるものに限る。）で最初の第百十四条の二第三項に規定する新規登録（以下この条から附則第十二条の六の二までにおいて「初回新規登録」という。）を受けけるものに対する第百十四条の六の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針（次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。）に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で府令で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（府令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の六の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十二条の五の四第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で府令で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（府令で定めるものに限

る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の六の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で府令で定めるものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（府令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の六の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）が五トン以下の乗用車（府令で定めるものに限る。）又はバス（府令で定めるものに限る。）（以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。）であつて、同法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で府令で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で府令で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の

環境保全上の技術基準で府令で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（府令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（府令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の六の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（府令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の六の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第

四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（府令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の六の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第百十四条の十第一項又は第百十四条の十一の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の府令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

第二条のうち山梨県条例附則第十二条の六の見出し及び第一項を改め、同条第三項から第五項までを削る改正規定の前に次のように加える。

附則第十二条の五の五を削る。

第二条のうち山梨県条例附則第十二条の六の見出し及び第一項を改め、同条第三項から第五項までを削る改正規定を次のように改める。

附則第十二条の六の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ」を「第百十四条の三第一項第一号に規定する電気自動車を用いて同じ」を「第百十四条の三第一項第二号に規定する天然ガス自動車を用いて同じ」を「第百十四条の三第一項第三号に規定する電力併用自動車として用いる自動車で府令で定めるものをいう」の下に「。同項において同じ」を、「府令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で府令で定めるものをいう」の下に「。同項において同じ」を加え、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の府令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので府令で定めるものをいう。第三項第三号において同じ」を「第百十四条の三第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。次条第三項において同じ」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」「を」「家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」、第百十六条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に改め、

「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第百十六条第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項」を「同項、同条第二項、第三項ただし書及び第四項」に改め、同項第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第百十四条の三第一項第四号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第五号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十年三月三十一日までに初回新規登録」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第百十四条の三第一項第六号に規定する軽油自動車（次項第六号において「軽油自動車」という。）」に、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項の表第一項第一号の項及び同表第四項の項を削り、同条第二項から同条第七項までを削り、次の二項を加える。

2 次に掲げる自動車に対する第百十六条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（家用の乗用車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第百十六条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第百十四条の三第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で府令で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので府令で定めるもの

三 第百十四条の三第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第百十四条の三第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ(2)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので府令で定めるもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第百十四条の三第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので府令で定めるもの

六 軽油自動車のうち、第百十四条の三第一項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ				
七千五百円	二千円	七千五百円	二千五百円	二千五百円
八千五百円	二千五百円	九千五百円	二千五百円	三千五百円
一万三千八百円	三千五百円	一万五千七百円	四千円	四万五千円
一万七千九百円	四万五千円			

第一項第一号ロ															第一項第二号イ																				
二万五百円	五千五百円	二万三千六百円	六千円	二万七千二百円	七千円	四万七千七百円	一万九千円	二万五千円	八千円	三万五千五百円	九千円	四万三千五百円	一万円	五万五千五百円	一万六千五百円	五万七千円	一万四千五百円	五万円	一万二千五百円	七万五千五百円	一万九千円	八万七千円	二万二千円	十一万円	二万七千五百円	六千五百円	二千円	六千五百円	九千円	二万五千円	九千円	二万五千円	三万二千円	一万二千円	三万二千円

第一項第二号ハ(2)	第一項第二号ハ(1)	第一項第二号ロ															
		一万二百円	一万五千円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円
三千円	四千円	二千円	千六百元	一万五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円

第一項第三号ロ	第一項第三号イ(2)										第一項第三号イ(1)					
	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円
一万五百円	八千五百円	一万六千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円

第三項ただし書		第二項第二号			第二項第一号			第一項第四号								
一万九千円	一万五千五百円	一万二千六百円	九千二百円	八千円	六千三百円	五千二百円	六千三百円	四千七百円	三千七百円	六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円
五千円	四千円	三千五百円	二千五百円	二千円	千六百円	千三百円	千六百円	千二百円	千円	千五百円	千五百円	二万千円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円

3 次に掲げる自動車に対する第百十六条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度の分の自動車税の種別制（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該

第四項	
八万八千円	二万二千円
六万九千六百円	一万七千五百円
六万四百円	一万五千五百円
五万二千四百円	一万三千五百円
四万五千六百円	一万千五百円
四万円	一万円
三万四千八百円	九千円
二万八千八百円	七千五百円
二万四千四百円	六千五百円
二万円	五千円
四万三百円	一万五百円
三万五千六百円	九千円
三万五百円	八千円
二万六千四百円	七千円
二万二千四百円	六千円

自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車
 車が平成三十一年四月一日(自家用の乗用車にあつては、令和元年十月一日)か
 ら令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分
 の自動車税の種別割に限り、当該自動車車が令和二年四月一日から令和三年三月
 三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種
 別割に限り、次の表の上欄に掲げる第七十七条の七の規定中同表の中欄に掲げ
 る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車
 基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出
 量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超
 えなないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消
 費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので府令で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車
 基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出
 量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超
 えなないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消
 費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので府令で定めるもの

第一項第一号イ

七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円
九千五百円	五千円
一万三千八百円	七千円
一万五千七百円	八千円
一万七千九百円	九千円
二万五百円	一万五百円
二万三千六百円	一万二千元

第一項第一号ロ

第一項第二号イ

二万七千二百円	一万四千元
四万七千七百円	二万五百円
二万五千円	一万二千五百円
三万五百円	一万五千五百円
三万六千円	一万八千円
四万三千五百円	二万二千元
五万円	二万五千元
五万七千円	二万八千五百円
六万五千五百円	三万三千元
七万五千五百円	三万八千円
八万七千円	四万三千五百円
十一万円	五万五千元
六千五百円	三千五百円
九千円	四千五百円
一万二千元	六千円
一万五千円	七千五百円
一万八千五百円	九千五百円

第一項第二号ハ(2)		第一項第二号ハ(1)		第一項第二号ロ												
二万六百元	一万二百元	一万五千百元	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千元	一万五千五百円	八千元	四千七百元	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千元
一万五百円	五千五百円	八千元	四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千元	一万三千円	一万五百円	八千元	六千元	四千元	二千四百円	一万五千元	一万三千円	一万千円
第一項第三号イ		第一項第三号イ(2)									第一項第三号イ(1)					
四万九千元	四万千円	三万三千円	六万四千元	五万七千元	五万五百円	四万四千元	三万八千元	三万二千元	二万六千五百円	二万九千元	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千元
二万四千五百円	二万五百円	一万六千五百円	三万二千元	二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千元	一万九千元	一万六千元	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千元	一万千五百円	一万円	九千元	七千五百円	六千元

第三項ただし書		第二項第二号			第二項第一号			第一項第四号	
九千二百円	一万二千六百円	一万五千五百円	一万九千円	二万二千四百円	八千円	六千三百円	五千二百円	六千三百円	四千七百円
五千円	六千五百円	八千円	九千五百円	一万千五百円	四千円	三千二百円	二千六百円	三千二百円	二千三百円
二万八千五百円	三万三千円	三万七千円	四万五千五百円	六千円	三千円	千八百円	六千円	四千五百円	八万三千円
五万七千円	六万五千五百円	七万四千円	八万三千円	九万七千円					

第二條のうち山梨県県税条例附則第十二條の六の二（見出しを含む。）の改正規定を次のように改める。

附則第十二條の六の二（見出しを含む。）中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「四万五千円」を「第百十六條第一項第一号ロ(4)に定める額」に改め、同条を第十二條の六の三とし、第十二條の六の次に次の一条を加える。

第十二條の六の二 山梨県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年山梨県

第四項	
二万六千四百円	一万三千五百円
三万五百円	一万五千五百円
三万五千六百円	一万八千円
四万三百円	二万五百円
二万円	一万円
二万四千四百円	一万二千五百円
二万八千八百円	一万四千五百円
三万四千八百円	一万七千五百円
四万円	二万円
四万五千六百円	二万三千円
五万二千四百円	二万六千五百円
六万四百円	三万五百円
六万九千六百円	三万五千円
八万八千円	四万四千円

条例第六十一号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「特定日」という。)の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて同条例第二条の規定による改正前の山梨県県税条例(以下この項及び次項において「平成二十八年改正前の条例」という。)第百十四条第一項の規定により平成二十八年改正前の条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法(次項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。)第百四十六条その他の地方税に関する法律及び平成二十八年改正前の条例第百十五条の規定により平成二十八年改正前の条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)

又は同日までにこの条例の施行地外において第百十四条第二項に規定する運行に相当するものとして府令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第百十六条第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 総排気量(ロータリー・エンジンを原動機とする乗用車にあつては、一の作動室の容積にロータリーの数を乗じて得た容積に一・五を乗じて得た数値を総排気量とする。以下本条において同じ。)が一リットル以下のもの及び電気自動車 年額 二万九千五百円
- 二 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円
- 三 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円
- 四 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万五千円
- 五 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万千円
- 六 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万八千円
- 七 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円
- 八 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円
- 九 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千円

十 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千円

2 特定日の前日までに初回新規登録を受けた自家用の特種用途車で自動車検査証の車体の形状欄にキャンピング車と記載されているものであつて平成二十八年改正前の条例第百十四条第一項の規定により平成二十八年改正前の条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて、平成二十八年改正前の地方税法第百四十六条その他の地方税に関する法律及び平成二十八年改正前の条例第百十五条の規定により平成二十八年改正前の条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)

又は同日までにこの条例の施行地外において第百十四条第二項に規定する運行に相当するものとして府令で定めるものの用に供されたことがある自家用の特種用途車で自動車検査証の車体の形状欄にキャンピング車と記載されているものであつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第百十六条第四項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の特種用途車で自動車検査証の車体の形状欄にキャンピング車と記載されているものの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万三千六百円
 - 二 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 二万七千六百円
 - 三 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万六千六百円
 - 四 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 三万六千円
 - 五 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 四万八千円
 - 六 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 四万六千四百円
 - 七 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 五万三千二百円
 - 八 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 六万二千二百円
 - 九 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 七万四百円
 - 十 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八万八千八百円
- 3 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車(電気自動車、天然ガス自動車、

メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	三万三千九百円
第二号	三万四千五百円	三万九千六百元
第三号	三万九千五百円	四万五千四百円
第四号	四万五千円	五万七千七百円
第五号	五万千円	五万八千六百元
第六号	五万八千円	六万六千七百円
第七号	六万六千五百円	七万六千四百円
第八号	七万六千五百円	八万七千九百円
第九号	八万八千円	十万千二百円
第十号	十一万千円	十二万七千六百元

4 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割(法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	七千五百円
第二号	三万四千五百円	九千円
第三号	三万九千五百円	一万円
第四号	四万五千円	一万千五百円
第五号	五万千円	一万三千円
第六号	五万八千円	一万四千五百円
第七号	六万六千五百円	一万七千円
第八号	七万六千五百円	一万九千五百円
第九号	八万八千円	二万二千円
第十号	十一万千円	二万八千円

5 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割(法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	一万五千円
-----	---------	-------

第十号	十一万千円	五万五千五百円
第九号	八万八千円	四万四千円
第八号	七万六千五百円	三万八千五百円
第七号	六万六千五百円	三万三千五百円
第六号	五万八千円	二万九千円
第五号	五万千円	二万五千五百円
第四号	四万五千円	二万二千五百円
第三号	三万九千五百円	二万円
第二号	三万四千五百円	一万七千五百円

6 第二項の規定の適用を受ける自家用の特種用途車で自動車検査証の車体の形状欄にキャンピング車と記載されているもののうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万三千六百円	二万七千七百円
第二号	二万七千六百円	三万七千七百円
第三号	三万六千六百円	三万六千三百円
第四号	三万六千円	四万四千四百円
第五号	四万八百円	四万六千九百円

第六号	四万六千四百円	五万三千三百円
第七号	五万三千二百円	六万千円
第八号	六万二千二百円	七万三百円
第九号	七万四百円	八万九百円
第十号	八万八千八百円	十万二千二百円

7 第二項の規定の適用を受ける自家用の特種用途車で自動車検査証の車体の形状欄にキャンピング車と記載されているもののうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第二項の規定の適用については、当該自家用の特種用途車で自動車検査証の車体の形状欄にキャンピング車と記載されているものが平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の特種用途車で自動車検査証の車体の形状欄にキャンピング車と記載されているもの所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の特種用途車で自動車検査証の車体の形状欄にキャンピング車と記載されているものが平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第二項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万三千六百円	六千円
第二号	二万七千六百円	七千円
第三号	三万六千六百円	八千円
第四号	三万六千円	九千円
第五号	四万八百円	一万五百円

第六号	四万六千四百円	一万二千元
第七号	五万三千二百円	一万三千五百円
第八号	六万二千二百円	一万五千五百円
第九号	七万四百円	一万八千元
第十号	八万八千八百円	二万二千五百円

8 第二項の規定の適用を受ける自家用の特種用途車で自動車検査証の車体の形状欄にキャンピング車と記載されているものうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第二項の規定の適用については、当該自家用の特種用途車で自動車検査証の車体の形状欄にキャンピング車と記載されているものが平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の特種用途車で自動車検査証の車体の形状欄にキャンピング車と記載されているものが平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第二項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万三千六百円	一万二千元
第二号	二万七千六百円	一万四千元
第三号	三万六千六百円	一万六千元
第四号	三万六千円	一万八千元
第五号	四万八百円	二万五百円
第六号	四万六千四百円	二万三千五百円

第七号	五万三千二百円	二万七千元
第八号	六万二千二百円	三万千元
第九号	七万四百円	三万五千五百円
第十号	八万八千八百円	四万四千五百円

第六条の次に次の一条を加える。

（山梨県税条例の一部改正）

第七条 山梨県税条例の一部を次のように改正する。

附則第十二条の六に次の一項を加える。

4 第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第十六条第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条の六の二第四項から第八項までを削る。

附則第一条に次の一号を加える。

四 第七条の規定 令和三年四月一日

附則第三条第四項中「第二条」を「別段の定めがあるものを除き、第二条」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第三条の規定による改正後の山梨県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第三条 山梨県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年山梨県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち山梨県税条例第十六条の二第一項の改正規定中「百二十五万円」を「又は寡夫」を、「寡夫又は単身児童扶養者」に、「百二十五万円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条及び第三条の規定 公布の日
- 二 第一条中山梨県税条例第七十一条第三項第三号の改正規定 令和五年一月一日
- 三 第一条中山梨県税条例第二十四条の二及び第二十八条第一項の改正規定 令和六年一月一日
- 四 第一条中山梨県税条例第六十二条の十第一項及び第二項の改正規定並びに附則第四条の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の山梨県税条例（次条及び第四条において「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の山梨県税条例第六十二条の十第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の山梨県税条例第六十二条の十第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十三号

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表下釜口発電所の項中「二五〇」を「一八〇」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十四号

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例

山梨県立学校設置条例（昭和三十九年山梨県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「山梨県立高等支援学校桃花台学園 山梨県笛吹市」を

「山梨県立高等支援学校桃花台学園 山梨県立特別支援

学校桃花台学園

山梨県笛吹市

に改める。

学校うぐいすの杜学園 山梨県甲府市」

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。